

2025 年 04 月 1 日

労働者派遣事業に関する情報

対象期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき、下記内容について情報提供致します。

事業所名称	Do The Job Japan		
事業所所在地	鹿児島県鹿屋市北田町 9 番 3 号 2 F		
許可番号	派 46-300268		
①派遣労働者の数	0 名		
②派遣先事業所数（実数）	0 事業所		
③労働者派遣の料金（令和 7 年度 4 月 1 日現在）	実績なし		
【1 日（8 時間当たり）の平均額】			
④派遣労働者の賃金（令和 7 年度 4 月 1 日現在）	実績なし		
【1 日（8 時間当たり）の平均額】			
⑤マージン率	0%		
【（3－4）÷ 3】			
⑥キャリア形成支援制度について			
・ キャリアコンサルティングの相談窓口 （設置部署） 事務所内 （連絡先）0994-42-2722			
・ 教育訓練に関する事項 ・ 全ての派遣労働者が対象 ・ 給料支給、交通費支給、費用負担無し ・ 訓練方法 OJT or OFF-JT ・ 訓練種別：ジュエリーの加工業務			
※キャリアコンサルティング相談窓口 派遣元責任者 前田 0994-42-2722			
⑦労使協定の締結状況	無		